

静岡県内の特定行政庁における
建築基準法第6条の3第1項ただし書の審査（ルート2審査）の実施状況

令和5年7月1日時点

特定行政庁	ルート2主事審査 実施の有無	所管区域	担当課
静岡県	無	静岡県全域 (下記特定行政庁の範囲を除く)	建築安全推進課
静岡市	無	静岡市	建築指導課
浜松市	無	浜松市	建築行政課
沼津市	無	沼津市	まちづくり指導課
富士市	無	富士市	建築土地対策課
富士宮市	無	富士宮市	建築住宅課
焼津市	無	焼津市	建築住宅課
三島市	無	三島市 (法97条の2に係る建築物に限る)	住宅政策課
藤枝市	無	藤枝市 (法97条の2に係る建築物に限る)	建築住宅課
御殿場市	無	御殿場市 (法97条の2に係る建築物に限る)	建築住宅課
磐田市	無	磐田市 (法97条の2に係る建築物に限る)	建築住宅課
伊東市	無	伊東市 (法97条の2に係る建築物に限る)	建築住宅課
島田市	無	島田市 (法97条の2に係る建築物に限る)	建築住宅課
裾野市	無	裾野市 (法97条の2に係る建築物に限る)	都市計画課
袋井市	無	袋井市 (法97条の2に係る建築物に限る)	都市計画課
掛川市	無	掛川市 (法97条の2に係る建築物に限る)	都市政策課
湖西市	無	湖西市 (法97条の2に係る建築物に限る)	建築住宅課